

## 公 告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 16 条第 2 項の規定により、都市計画地区計画の案を作成したいので、桑名市地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成 16 年桑名市条例第 153 号)第 2 条の規定により、都市計画の原案を縦覧に供する。

なお、当該原案について縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、市長宛に意見書を提出することができる。

令和 2 年 11 月 10 日

桑名市長 伊藤 徳宇

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画地区計画  
(多度御衣野南部地区地区計画)
- 2 都市計画を定める土地の位置及び区域  
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所  
桑名市役所都市整備部都市整備課
- 4 縦覧期間  
自 令和 2 年 11 月 11 日  
至 令和 2 年 11 月 25 日(執務時間中)